

山形技術者倫理ニュースレター 第9号 (2026年3月)

発行：日本技術士会山形県支部倫理委員会

日本技術士会山形県支部の倫理委員会は、2025年度の活動の一環として、9月に第1回ワークショップを開催しました。テーマには「公益通報者保護法」を取り上げ、本法を所管する消費者庁より講師をお招きし、「公益通報者保護法の概要について」と題した講演を実施しました。講演では、令和7年度公益通報保護法の改正概要などについてご説明いただきました。本号では、この講演要旨を掲載します。

講演：「公益通報者保護法の概要について」

日時 令和7年9月26日（金）14:00～14:45

形式 オンライン

講師：消費者庁参事官室（公益通報・協働担当）参事官補佐 三宅好浩氏
消費者庁参事官室（公益通報・協働担当）主査 倉本想氏

プロフィール

三宅氏

中央大学大学院戦略経営研究科修士課程修了

財務省、金融庁、消費者庁消費者安全課政策担当課長補佐等を経て現職

令和7年公益通報者保護法改正では、総括担当参事官補佐に従事

倉本氏

中央大学大学院法務研究科修了

令和元年司法試験合格、同年消費者庁入庁

内閣官房、消費者庁取引対策課法令担当、同政策企画専門職等を経て現職

令和7年公益通報者保護法改正では、法令担当主査に従事

【講演画面】



【講演要旨】

1. 公益通報者保護法が制定された背景

平成12年頃、食品偽装やリコール隠しなど、国民の生命・安全を脅かす企業不祥事が相次いで発覚しました。その多くは、企業内部の労働者などによる通報がきっかけでした。一方で、不正を通報した労働者が、解雇や降格、嫌がらせなどの不利益な取扱いを受けるおそれがあり、通報をためらう状況が社会問題となっていました。こうした課題を背景として、平成16年6月に公益通報者保護法が制定され、一定の要件を満たす通報について、通報者を不利益取扱いから保護する法的枠組みが整備されました。

2. 公益通報者保護法の概要

公益通報者保護法は、勤務先等における法令違反を知った労働者等が、適切に通報した場合に、解雇や懲戒などの不利益な取扱いから通報者を保護することを目的としています。これにより、事業者の自浄作用を促進し、国民の生命・身体・財産等の保護につなげることが制度の狙いです。公益通報とは、労働者、退職者、役員、フリーランス等が、不正の目的ではなく、勤務先や取引先における法令違反行為について通報することを指します。対象法令等は、国民生活に関わる約500本の法律に及びます。

3. 公益通報の通報先区分

公益通報は、通報先により大きく次の3つに区分されています。

区分	通報先	内容
①内部公益通報	事業者内部	勤務先や社内窓口（社外弁護士等を含む）への通報
②外部公益通報（行政）	行政機関	処分・勧告等の権限を有する行政機関への通報
③外部公益通報（その他）	報道機関等	報道機関、消費者団体、労働組合等への通報

※②・③は「外部公益通報」と呼ばれ、①より厳格な要件が定められています。

4. 公益通報者となる人の範囲

公益通報は、正社員に限らず、多様な立場の人が行うことができます。対象となる主な通報者は次のとおりです。

- ・正社員、パート、アルバイトなどの労働者
- ・派遣労働者
- ・退職後1年以内の元従業員
- ・法人の取締役・監査役などの役員
- ・業務委託で働くフリーランス

さらに、自社に限らず、取引先事業者の労働者や役員等も通報者に含まれます。

取引先には、請負業者、物品納入業者、清掃・警備等の役務提供事業者、コンサル

タント等が含まれます。

5. フリーランスの位置づけ（令和7年改正）

令和7年の改正により、フリーランスも公益通報者として明確に位置づけられました。対象となるのは、業務委託を受ける「特定受託事業者」、「特定受託業務従事者」で、過去1年以内に業務委託を受けていた者も含まれます。具体例としては、建設仕事を請け負う一人親方や、フードデリバリーの個人配送者等が挙げられます。

6. 通報対象事実と対象法令

通報対象事実とは、公益通報者保護法や関係法令に違反する行為のうち、犯罪や過料の対象となる事実、又は行政処分に違反することが通報対象事実該当する事実を指します。対象法令には、刑法、食品衛生法、労働基準法、個人情報保護法、廃棄物処理法、独占禁止法等、政令等で定められた約500本の法律が含まれています。

7. 通報者保護の要件

【通報者が保護されるための基本要件】

公益通報者が保護されるかどうかは、

①通報先、②通報者の立場、③通報時の状況 を踏まえて判断されます。

- ・ **内部通報**：通報対象事実が発生又は切迫していると合理的に信じていれば保護
- ・ **行政機関への通報**：真実相当性があるか、又は、通報対象事実が生じ、又は生ずる恐れがあると思料することと氏名等の必要事項を記載した書面が必要
- ・ **報道機関等への通報**：真実相当性に加え、証拠隠滅の恐れや重大な危険性等の要件が必要

8. 不利益取扱いの禁止と保護強化（令和7年改正）

公益通報を理由とする解雇、降格、減給、配置転換、嫌がらせ等の不利益取扱いは禁止されています。

令和7年改正では、**通報後1年以内の解雇・懲戒は、公益通報を理由としたものと推定**され、事業者側が適法性を立証する責任を負う仕組みが導入されました。さらに、公益通報を理由とした解雇・懲戒には刑事罰が導入され、実質的な決定者や関与者および法人が処罰対象となります。

9. 通報対応体制の整備義務と行政措置（令和7年改正）

常時使用する労働者が300人を超える事業者には、公益通報窓口の設置や、公益通報対応業務従事者の指定など、適切な通報対応体制の整備が義務付けられています。消費者庁は、報告徴収、助言・指導、勧告等の行政措置を行うことができます。

令和7年改正では、従事者指定義務違反のある事業者に対する立入検査の権限や、勧告に従わない場合の命令権限等が追加されました。

10. 通報妨害・通報者探索の禁止（令和7年改正）

令和7年改正により、事業者による通報妨害や通報者探索行為が明確に禁止されました。通報をしないよう求める行為や、通報者を特定しようとする行為は、通報者本人だけでなく、組織全体の通報意欲を萎縮させる恐れがあります。

【講演から得たこと】

公益通報者保護法は、不正を指摘した個人を守る制度であると同時に、組織の健全性と社会的信頼を支える重要な基盤である。

令和7年改正により、公益通報は「特別な行為」ではなく、「社会にとって正当な行為」として、より明確に位置づけられた。

【講演状況】



編集後記

本号では、2025年度に実施した第1回ワークショップにおいて、消費者庁の三宅好浩様および倉本想様にオンライン講演をお願いしました。前号では紙面の都合によりご報告できなかった講演要旨について、会員の皆様にご紹介したいと考え、ニュースレター第9号に掲載しました。

今後も**技術者倫理**に関する話題について、不定期ではありますが、皆様のお役に立てる情報をお届けしてまいりますので、ぜひご一読いただければ幸いです。(安達記)